

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

消防本部総務課 庶務係

議案名

議案第87号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合(以下「総合事務組合」という。)の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分について、同処分に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

概要

現在、総合事務組合で共同処理を行っている災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務(共同処理団体：沼田市、渋川市及びみどり市並びに県内23町村)について、令和8年3月31日をもって同事務の共同処理を取りやめ、同年4月1日から各共同処理団体において、事務を行うことになります。

これに伴い、総合事務組合の自然災害救助基金について財産処分を行う必要が生じることから、財産処分に関する協議を行うものです。

※桐生市における災害弔慰金の支給等に関する事務については、単独にて処理を行っていますので、本協議による同事務への影響はありません。

背景・経過

総合事務組合は、平成2年10月に設置され、県内61団体(12市、23町村、22一部事務組合、3企業団、1広域連合)が加入している一部事務組合で、桐生市は、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給に関する事務を共同処理するために加入しています。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更に当たり、財産処分を必要とするときは、組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。